

第 27 回栃木県ジュニアゴルフ選手権大会  
兼 第 73 回国民体育大会出場候補選手選考会

ヤーデージ表

日光カンツリー倶楽部

OUT

		高校・中学 3 年男子	女子・中学男子	
No.	PAR			
1	4	419Y	395Y	
2	4	407Y	345Y	
3	3	170Y	132Y	
4	5	559Y	460Y	
5	4	400Y	360Y	
6	4	330Y	312Y	
7	4	400Y	360Y	
8	3	210Y	162Y	
9	5	513Y	470Y	
	3 6	3,408Y	2,996Y	
<b>IN</b>				
1 0	5	518Y	475Y	
1 1	4	436Y	369Y	
1 2	3	215Y	167Y	
1 3	5	547Y	477Y	
1 4	4	350Y	277Y	
1 5	4	415Y	350Y	
1 6	3	179Y	155Y	
1 7	4	410Y	341Y	
1 8	4	404Y	320Y	
	3 6	3,474Y	2,931Y	
<b>TOTAL</b>	<b>7 2</b>	<b>6,882Y</b>	<b>5,927Y</b>	

# 第 27 回栃木県ジュニアゴルフ選手権大会

## 兼 第 73 回国民体育大会出場候補選手選考会

平成 30 年 5 月 7 日(月)

於:日光カンツリー倶楽部

### ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝と枕木は、その道路・通路の一部とみなす。
4. 樹木保護のための巻物施設（鳥の巣箱を含む）はコースと不可分の部分とする。
5. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかの携行品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2、18-3、20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

### 競技の条件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格  
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c) 1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格  
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c) 1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。
5. 競技終了時点  
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
6. ホールとホールの間での練習禁止  
競技者はプレーを終了したホールのグリーン上や、その近くで練習ストロークをしてはならない。これに違反した場合(プレーを終えたばかりのグリーン上で球を転がすことも含む)競技者は次のホールで 2 罰打を加えなければならない。ただしそのラウンドの最終ホールのときはそのホールで罰を受ける。
7. プレーの中断と再開  
競技の一時中止及び再開については、委員会の定めにより放送にて通報する。
8. 競技の成立  
降雨・雷雨・日没等により 18 ホールのラウンドが不可能な場合は、委員会の裁定により 0.5 ラウンドで競技を成立させることがある。
9. 使用ティーマーク  
本競技に於いて高校・中学 3 年男子クラスは青丸ティー、中学 1・2 年男子クラス及び女子クラスは倶楽部競技用ティーを使用する。

#### 10. タイの決定方法

各クラスとも1位に同位者が出た場合は、即日、競技委員長の指定するホールに於いてサドンデス方式のプレーオフを行う。2位以下はマッチングスコアード方式により順位を決定する。

### 注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱を限度とする。また、ハーフ終了後の練習はしてはならない。例外として練習パッティンググリーンのみ可とする。(規則7-2)
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーの不当な遅延についてはペナルティーを科すことがある。(規則6-7)
4. パー3のホールで後続組を打たせること(コールオン)は絶対しないでください。打たせる場合は競技委員が指示します。(規則6-8a)
5. 競技委員会は競技中を含め、いつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競 技 委 員 長  
櫻 井 敦